
令和 5 年 8 月

砺波市議会定例会議案

令和 5 年 8 月 28 日

砺波市議会 8 月定例会

令和5年8月砺波市議会定例会議案目次

1	議案第73号	令和5年度砺波市一般会計補正予算（第4号）	1
2	議案第74号	令和5年度砺波市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）	6
3	議案第75号	令和5年度砺波市工業団地造成事業特別会計補正予算 （第2号）	8
4	議案第76号	砺波市文化財保護条例の一部改正について	11
5	議案第77号	財産の取得について（庁内テレワーク推進事業）	12
6	議案第78号	財産の処分について（工業用地）	13
7	議案第79号	令和4年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金の処 分について	14
8	議案第80号	令和4年度砺波市工業用水道事業会計未処分利益剰余 金の処分について	15
9	議案第81号	令和4年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について	16
10	認定第1号	令和4年度砺波市一般会計歳入歳出決算認定について	17
11	認定第2号	令和4年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について	18
12	認定第3号	令和4年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳 出決算認定について	19
13	認定第4号	令和4年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算認定 について	20
14	認定第5号	令和4年度砺波市工業団地造成事業特別会計歳入歳出 決算認定について	21
15	認定第6号	令和4年度砺波市水道事業会計決算認定について	22
16	認定第7号	令和4年度砺波市工業用水道事業会計決算認定について	23
17	認定第8号	令和4年度砺波市下水道事業会計決算認定について	24
18	認定第9号	令和4年度砺波市病院事業会計決算認定について	25
19	報告第6号	専決処分の承認を求めることについて	26
	専決処分第5号	令和5年度砺波市一般会計補正予算（第3号）	27
	専決処分第6号	令和5年度砺波市霊苑事業特別会計補正予算 （第1号）	29
20	報告第7号	専決処分の報告について	32
	専決処分第3号	損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決 定について	32
	専決処分第4号	損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決 定について	32
	専決処分第7号	損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決 定について	32

議案第73号

令和5年度砺波市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度砺波市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174,099千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,890,216千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		16,179	927	17,106
	1 分担金	1	927	928
14 国庫支出金		2,758,296	60,624	2,818,920
	1 国庫負担金	1,651,380	7,744	1,659,124
	2 国庫補助金	1,098,167	52,880	1,151,047
15 県支出金		1,488,521	11,597	1,500,118
	2 県補助金	651,138	6,322	657,460
	3 委託金	105,452	5,275	110,727
17 寄附金		56,050	10,000	66,050
	1 寄附金	56,050	10,000	66,050
19 繰越金		399,236	81,851	481,087
	1 繰越金	399,236	81,851	481,087
21 市債		1,275,780	9,100	1,284,880
	1 市債	1,275,780	9,100	1,284,880
補正されなかった款項に係る額		17,722,055	—	17,722,055
歳入合計		23,716,117	174,099	23,890,216

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,591,197	18,166	2,609,363
	1 総務管理費	1,928,781	14,500	1,943,281
	2 徴税費	224,660	3,666	228,326
3 民生費		6,884,631	97,111	6,981,742
	1 社会福祉費	2,676,045	3,990	2,680,035
	2 児童福祉費	4,051,911	93,121	4,145,032
4 衛生費		3,518,387	15,037	3,533,424
	1 保健衛生費	1,245,250	10,139	1,255,389
	2 環境対策費	685,758	4,898	690,656
6 農林水産業費		1,010,430	4,000	1,014,430
	1 農業費	321,801	4,000	325,801
10 教育費		2,180,266	25,502	2,205,768
	3 中学校費	232,950	3,788	236,738
	6 保健体育費	521,322	21,714	543,036
11 災害復旧費		256,414	14,283	270,697
	1 農林水産業施設 災害復旧費	231,800	14,283	246,083
補正されなかった款項に係る額		7,274,792	—	7,274,792
歳 出 合 計		23,716,117	174,099	23,890,216

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
チョイソコとなみ運行管理業務委託	令和6年度	30,000

第3表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産業施設災害復旧事業費	9,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等若しくは元金均等で償還する。ただし、市財政の都合により繰上げ償還し、償還期限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第74号

令和5年度砺波市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度砺波市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,773,652千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		2,805,930	1,452	2,807,382
	1 県負担金	2,798,929	1,452	2,800,381
補正されなかった款項に係る額		966,270	—	966,270
歳入合計		3,772,200	1,452	3,773,652

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		27,619	1,452	29,071
	1 総務管理費	18,184	1,452	19,636
補正されなかった款項に係る額		3,744,581	—	3,744,581
歳出合計		3,772,200	1,452	3,773,652

議案第75号

令和5年度砺波市工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度砺波市工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ541,192千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ890,992千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 市債		342,500	△ 76,100	266,400
	1 市債	342,500	△ 76,100	266,400
3 財産収入		0	617,292	617,292
	1 財産売払収入	0	617,292	617,292
補正されなかった款項に係る額		7,300	—	7,300
歳入合計		349,800	541,192	890,992

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		349,800	△ 1,454	348,346
	1 事業費	349,800	△ 1,454	348,346
2 公債費		0	542,646	542,646
	1 公債費	0	542,646	542,646
補正されなかった款項に係る額		0	—	0
歳出合計		349,800	541,192	890,992

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
工業団地造成事業費	342,500	△ 76,100	266,400	補正前 変わらず (普通貸借 又は証券発 行)	補正前 変わらず (5.0 %以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率))	補正前 変わらず (借入れの 年から据置 期間を含め 30年以内に 元利均等、 元金均等又 は満期一括 で償還す る。ただ し、市財政 の都合によ り繰上げ償 還し、償還 期限を短縮 し、又は低 利債に借り 換えること ができるも のとする。 なお、借入 先の融通条 件がある ときは、こ れに従うこ とができる。)

議案第76号

砺波市文化財保護条例の一部改正について

砺波市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市文化財保護条例の一部を改正する条例

砺波市文化財保護条例（平成16年砺波市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第2条中「指定」の次に「又は登録」を加える。

第4条第4項中「第17条」を「第18条」に改める。

第7条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定文化財が法又は富山県文化財保護条例の規定による指定又は登録を受けたときは、当該文化財の指定は解除されたものとする。

第23条を第24条とし、第17条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、第16条の次に次の1条を加える。

（登録）

第17条 教育委員会は、第2条に規定する文化財（第4条の規定により指定文化財に指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを、砺波市登録ふるさと文化財として登録することができる。

2 第4条第2項から第4項まで及び第5条から前条までの規定は、前項の規定による砺波市登録ふるさと文化財の登録について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項並びに第9条第2項の規定中「指定書」とあるのは「登録書」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第77号

財産の取得について

庁内テレワーク推進事業として、次のとおり財産を取得する。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- | | | |
|----------|---|------|
| 1 取得する財産 | 仮想デスクトップ環境収容サーバ | 4台 |
| | タブレット端末 | 150台 |
| 2 取得価額 | 62,678,000円 | |
| 3 取得の相手方 | 富山市総曲輪一丁目5番24号
三谷産業株式会社 情報システム事業部
技術執行役員事業部長 茂 知一 | |

議案第78号

財産の処分について

工業用地として、次のとおり財産を処分する。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- 1 処分する財産
土地 所在地 砺波市下中条110番1
面積 40,549.97平方メートル
- 2 処分価額 900,209,334円
- 3 処分の相手方 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目4番地
株式会社KOKUSAI ELECTRIC
代表取締役 金井 史幸

議案第79号

令和4年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金300,336,264円のうち、146,000,000円を減債積立金に、154,336,264円を建設改良積立金に積み立てるものとする。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第 80 号

令和 4 年度砺波市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度砺波市工業用水道事業会計未処分利益剰余金 7,222,600 円を減債積立金に積み立てるものとする。

令和 5 年 8 月 28 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第 8 1 号

令和 4 年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金 9 7, 4 4 3, 0 0 2 円を減債積立金に積み立てるものとする。

令和 5 年 8 月 2 8 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第1号

令和4年度砺波市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度砺波市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第2号

令和4年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第3号

令和4年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第4号

令和4年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第5号

令和4年度砺波市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度砺波市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第6号

令和4年度砺波市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度砺波市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第7号

令和4年度砺波市工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度砺波市工業用水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 8 号

令和 4 年度砺波市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度砺波市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 28 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第9号

令和4年度砺波市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度砺波市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年8月28日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- 1 令和5年度砺波市一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和5年度砺波市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）

専決処分第5号

令和5年度砺波市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度砺波市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,716,117千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月2日 専 決

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		159,236	240,000	399,236
	1 繰越金	159,236	240,000	399,236
補正されなかった款項に係る額		23,316,881	—	23,316,881
歳入合計		23,476,117	240,000	23,716,117

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		16,414	240,000	256,414
	1 農林水産業施設災害復旧費	6,800	225,000	231,800
	2 土木災害復旧費	9,614	15,000	24,614
補正されなかった款項に係る額		23,459,703	—	23,459,703
歳入合計		23,476,117	240,000	23,716,117

専決処分第6号

令和5年度砺波市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度砺波市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年8月2日 専 決

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 市債		0	17,000	17,000
	1 市債	0	17,000	17,000
補正されなかった款項に係る額		3,800	—	3,800
歳入合計		3,800	17,000	20,800

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,800	17,000	20,800
	1 墓地管理費	3,800	17,000	20,800
補正されなかった款項に係る額		0	—	0
歳入合計		3,800	17,000	20,800

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
墓地管理事業費	17,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年か ら据置期間を 含め30年以内 に元利均等若 しくは元金均 等で償還する 。ただし、市 財政の都合に より繰上げ償 還し、償還期 限を短縮し、 又は低利債に 借り換えるこ とができるも のとする。 なお、借入先 の融通条件が あるときは、 これに従うこ とができる。
計	17,000			

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事件を下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月28日 提出

砺波市長 夏野 修

記

損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
3	令和5年4月27日に砺波市花園町地内で発生した市有車の物損事故	射水市在住 1人	市が支払う額 451,275円	令和5年 6月29日
4	令和5年4月25日に砺波市庄川町金屋地内で発生した強風に伴う物損事故	砺波市在住 1人	市が支払う額 288,871円	令和5年 7月4日
7	令和5年7月18日に砺波市深江地内で発生した市有車の物損事故	金沢市在住 1人	市が支払う額 131,545円	令和5年 8月8日